

Pay-easy(ペイジー)利用規定

お客さまは、住信SBIネット銀行(以下「当社」といいます。)と税金等支払サービス(以下「本サービス」といいます。)に係る取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条(本サービスの内容)

本サービスは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービス「Pay-easy(ペイジー)」を利用して、当社所定の収納機関に対して国庫金(税金、行政手数料等)や地方税、公金等の各種料金を払い込みいただけるサービスです。

第2条(本サービスの利用)

1. 本サービスを利用する際は、当社所定の手続きに従って行うものとします。
2. 本サービスの利用に係る契約(以下「本サービス利用契約」といいます。)は、当社が依頼内容を確認し、払込資金および当社所定の手数料(以下「払込資金等」といいます。)の受領を確認した時点で成立するものとします。
3. 本サービス利用契約が成立したときは、当社はお客さまが入力した払込依頼内容に基づいて、収納機関に通知し、払込資金を支払います。
4. 本サービス利用契約の成立後には、お客さまからの依頼内容の変更または取消を受け付けられないものとします。
5. 当社は、お客さまに対し、本サービスに係る領収書を発行いたしません。
6. 本サービスの利用時間は、当社が別途定める利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また、利用時間内であっても、当社が収納機関に請求内容を確認すること等により、当社所定の処理時間内での収納機関への支払手続きが完了しない場合には、お取り扱いできない場合があります。
7. 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
8. 当社は、払込資金等を、お客さまの代表口座円普通預金から引き落とすことによって受領します。
9. 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。この場合、当社は、お客さまの代表口座円普通預金に振込資金等を返還いたします。
10. 次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスをご利用いただけません。
 - (1) 払込資金等を引き落とすべきお客さまの代表口座円普通預金の残高が払込資金等に不足する場合、当該口座が解約済みである場合、当該口座に差押等がなされている場合、法令に基づき取引の停止等の措置が取られている場合、その他依頼内容に基づく払込資金等を満たす資金を当社が受領できない場合
 - (2) 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当社所定の上限額を超える場合
 - (3) お客さまが入力した依頼内容に関して当社または収納機関所定の確認ができない場合。
 - (4) 前各号のほか、やむをえない事情があり当社が不適当と認めた場合
11. 前項各号に掲げる事由のほか、当社所定の項目について、当社所定の回数以上、誤って入力があった場合は、本サービスの利用を停止する場合があります。この場合、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行う必要があります。

第3条(本サービスの変更、中止または終了)

当社は、当社 WEB サイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または取扱いを中止もしくは終了することができるものとします。

第4条（免責事項）

1. 本サービスのご利用において、仮にお客さまと収納機関との間で紛議が生じても、当社の責めによる場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 当社または日本マルチペイメントネットワーク運営機構が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等の障害により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたときは、それによって生じた損害について、当社は責任を負いません。
3. 当社または日本マルチペイメントネットワーク運営機構が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等や取引情報等が漏洩したときは、それによって生じた損害について、当社は責任を負いません。
4. 当社以外の金融機関または収納機関その他第三者の責に帰すべき事由がある場合、それによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第6条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上